記者発表資料

令和７年４月１５日
北上川下流河川事務所

鳴瀬川河川敷に不法投棄（廃タイヤ）を発見
～警察と協力して原因者特定に努めます。～

４月１１日（金）９時３０分、大崎市松山須摩屋地先の鳴瀬川右岸高水敷で廃タイヤの不法投棄を発見しました。警察に通報し、警告看板を設置して巡視を強化します。

詳細は次のとおりです。

① 発見日時　４月１１日（金）９時３０分（巡視時に発見）

② 発見場所　大崎市松山須摩屋地先　鳴瀬川右岸高水敷

③ 投棄状況　廃タイヤ（６本※別紙参照）
（前回巡視時は確認されておらず）

④ 現地立会　古川警察署による現地確認
４月１１日（金）１４時４０分　終了

不法投棄は「河川法」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反する行為です。今後も河川巡視等により発見した悪質な不法投棄に対して関係機関と協力し原因者の特定に努めます。

●罰則については、以下のとおりです
・河川法では、３ヶ月以下の懲役又は２０万円以下の罰金
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、５年以下の懲役又は１千万円以下の罰金（法人等の場合は３億円以下の罰金）に処せられる場合があります。

※発表記者会：石巻記者クラブ、古川記者クラブ

国土交通省北上川下流川事務所
石巻市蛇田字新下沼８０
電話０２２５－９５－０１９４（代表）
管理課長　髙橋　伸忠（内線３３１）

鹿島台出張所
大崎市鹿島台木間塚小谷地４９６－１
電話０２２９－５６－２６１７（代表）
出張所長　長岐　岳彦

別紙

位置図・不法投棄状況写真

古川警察署による現地確認状況